

二〇〇七年国際コーヒー協定

International Coffee Agreement 2007

背景

我が国は世界第4位のコーヒー消費・輸入国

- 我が国は1964年以降，累次の国際コーヒー協定を締結（2009年まで国際コーヒー機関に加盟）。
- 2009年，必要性や財政事情等を考慮し，当時の二〇〇一年国際コーヒー協定への参加を終了。
- 2011年2月，二〇〇七年国際コーヒー協定が発効。45箇国及びEUが締結済み（2015年2月1日現在）。

主な内容

◆ 政府と民間部門との協議の場となる国際コーヒー機関の組織・機能を規定。

・加盟国は機関の運営予算に係る分担金の支払の義務を負う（第21条）。（注）2009年まで我が国は毎年約2000万円の分担金を負担。

◆ コーヒーに関する国際協力の促進や，コーヒー生産者のニーズへの考慮を規定。

・コーヒーの生産，価格等に関する情報の交換（第32条），コーヒーに関する研究及び調査（第34条）を促進。

・コーヒー生産者等のニーズに重点を置いた協議の促進のため「コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラム」を開催（第31条）。

早期締結の必要性

● 近年，新興国等の消費拡大→需給が逼迫
2010年以降，著しい国際価格の乱高下も

・中・韓・露の消費量合計は2009年から30%増加し，我が国と拮抗

➡ 我が国民間団体の国際コーヒー機関への参加継続確保

・露・韓等加盟の動き→参加継続を確保すべく（2015年9月に改選），政府として参加団体決定プロセスに関与
（特に国内コーヒー焙煎の半分近くを占める中小事業者にとり必須）

➡ 安定供給に影響を与える政府間協議への関与

・コーヒーに関する品質基準，食品安全等

● コーヒー生産・輸出国である開発途上国の経済発展への協力の観点からも有意義

国際コーヒー機関機構図

